

令和6年度に新たに住民税が非課税となる世帯 又は  
令和6年度に新たに住民税均等割のみ課税となる世帯の皆さまへ  
(確認書(封筒)が届いた方へ)

※18歳以下の児童がいない世帯にも送付しております。ご容赦ください。

## 安中市物価高騰対応給付金 (令和6年度こども加算)のご案内

本給付金は、物価高騰による負担増を踏まえ、低所得世帯のうち子育て世帯への支援として、国の「物価高騰対応重点支援地方臨時交付金」を活用し、支給するものです。

### 給付金の支給額

18歳以下の児童1人あたり5万円 ※児童1人に対し1回限り

### 支給対象世帯

令和6年6月3日時点において安中市に住民登録があり、下記の①又は②いずれかの給付金の支給対象世帯のうち、同一世帯内に18歳以下の児童がいる世帯

- ① 物価高騰対応給付金(令和6年度非課税化給付)
- ② 物価高騰対応給付金(令和6年度均等割のみ課税化給付)

※ 18歳以下の児童が世帯主の場合は対象外です。

※ 令和6年6月4日以降に出生した新生児や、別世帯に扶養している18歳以下の児童がいる場合も、申請をすることで受給できる可能性があります。

### 給付金の支給手続き

**原則、手続きは必要ありません。**

上記①又は②の給付金を受給した世帯の情報(世帯構成、支給口座等)を使用し、対象となる児童がいる世帯に対し、順次給付のお知らせを送付いたします。

※ ただし、以下の児童に対する給付金を受給する場合は、申請が必要です。

- ・令和6年6月4日以降に出生した新生児
- ・別世帯だが、扶養している18歳以下の児童

申請についての詳細は裏面をご確認ください。

# 申請について

※ 市から通知はしませんので、申請が必要か不明である場合は、お問い合わせください。

【下記の児童に対する給付金を受給する場合は、申請が必要】

- ・令和6年6月4日以降に出生した新生児
- ・別世帯だが、扶養している18歳以下の児童

## 申請手続き

- 申請書は市ホームページからダウンロード、または下記お問い合わせ先の窓口より入手できます。
- 申請書に必要事項を記入し、添付書類（本人確認書類等）と一緒に、窓口または郵送で申請してください。



▲市ホームページ

## 申請期限

令和6年10月31日(木)まで ※当日消印有効

ご記入にあたり不明なことがあれば、お問い合わせください。

**!** 給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(＃9110)にご連絡ください。

## お問い合わせ先

### ○安中市役所

(本庁)福祉課社会福祉係

(支所)住民福祉課福祉子ども係



027-382-1111(内線1152、1153)

027-382-1111(内線2154、2155)

受付時間 平日8:30～17:15

※本給付金の制度概要については、下記をご確認ください。

内閣官房ホームページ(<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/benefit2023/index.html>)